

## 介護保険給付に関するQ&A

### ◆特定施設入居者生活介護

問1

運営基準等に係るQ&Aについて(平成13年3月28日事務連絡)において、特定施設入居者生活介護の利用者について、保険給付対象外の介護サービス費用として受領できるものの例示として、「健康管理費(定期健康診断費用は除く。)」とされているが、定期健康診断費用は特定施設入居者生活介護に含まれているという趣旨か。

健康管理費から定期健康診断費用を除いていることの趣旨は、健康診断が、特定施設入居者生活介護として提供されるサービス(①入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の特定施設に入居している要介護者に必要な日常生活上の世話、②機能訓練、③療養上の世話)として実施されるものではなく、外部の医療機関等によって実施されるものであるため、その費用は当該医療機関等に対して支払われるべきものであることによる。

(答) なお、当該事務連絡における「健康管理費」の説明は、趣旨を明確化するため、以下のとおり修正する。

| 修正前                | 修正後                               |
|--------------------|-----------------------------------|
| 健康管理費(定期健康診断費は除く。) | 健康管理費(外部の医療機関により行われる検査・健康診断等は除く。) |

根拠

○介護保険最新情報 Vol.454平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)  
(平成27年4月1日)問107

問2

特定施設入所者生活介護において介護保険利用料の他に別途費用を受領できるものは具体的にはどのようなものがあるか。

「特定施設入所者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について(平成12年3月30日付け老企第52号厚生省老人保健福祉局企画課長通知。以下「老企第52号通知」という)において、保険給付対象外の介護サービス費用として受領できるのは、人員配置が手厚い場合のサービス利用料及び個別的な選択による介護サービス利用料に限ることとしたところであるが、そもそも介護サービス以外の費用については料金を受領することは可能である。

(答) 例えば、家賃相当費、日用品費、教養娯楽費、行事関係費(機能訓練又は健康管理の一環として行われるものは除く、健康管理費(外部の医療機関により行われる検査・健康診断等は除く。)、私物の洗濯代等については、これらに要する費用を別途の料金として受領できるものである。

根拠

○運営基準等に係るQ&A(平成13年3月28日)IVの7